

老連専用「行事保険」の改正について（お知らせ）

平成30年3月16日
全国老人クラブ連合会 保険係

「行事（レクリエーション）保険」は、行事参加者が行事活動中（往復途上を含む）の事故によってケガをされたときに補償される保険です。

平成30年度募集分から、ご加入条件が同封パンフレットのとおりに改正されることになりました。

主な改正内容は下記のとおりです。

また、パンフレットおよび「行事保険申込書」を追加希望の場合は、インターネットで「老人クラブ保険」と検索いただき、ホームページ上からダウンロードするか、コピーしてご利用ください。

掛金の振込みは最寄りの郵便局に備え付けの「払込取扱票（ゆうちょ払込用紙）」（振込み手数料は申込者負担）で払い込みをお願いします。

【特にご注意いただく主な改正内容】

改正事項	改正後	改正前
申込者	変更なし	老人クラブ傷害保険に加入している市区町村、地区、校区の老連
行事主催者	変更なし	上記申込者が主催する行事
申込単位	変更なし	複数行事の一括申込み
保険料	1人1日40円、且つ1行事50人以上 最低引受保険料1行事2,000円以上	1人1日40円・60円の2タイプ
申込方法	所定の申込書の送付（FAX送信）	専用「ゆうちょ払込書（払込取扱
払込方法	郵便局の「払込取扱票（ゆうちょ払込用紙）」 ※払込料金は申込者負担	票兼加入依頼書）」※但し、複数行事の場合のみFAX申込み
領収証等	振替払込請求書兼受領証の保管 ※被保険者票は発行されません	被保険者票発行
保険料返金	行事開催前の中止時は保険料返金	保険料返金なし

老連専用「行事保険」申込書

※本申込書はホームページよりダウンロードしてお使いください。

申込日
年 月 日

※太枠内は必ずご記入ください。

申込者	
老連名	
ご担当者名	私は、裏面の【ご加入時の同意内容について】を確認し、契約者である団体に対して加入を依頼します。 <div style="text-align: right;">(印)</div>
ご住所	(〒 -)
電話番号	
F A X 番号	

行事名	開催日	☆人数 (被保険者数)	保険料 (@¥40×人数)
	年 月 日	※50人以上	※2,000円以上
	年 月 日	※50人以上	※2,000円以上
	年 月 日	※50人以上	※2,000円以上
	年 月 日	※50人以上	※2,000円以上
振込日 月 日	全行事の合計 円		全老連受付印

★[他の保険契約等 (※)] あり
 ありの場合は下記に具体的な内容をご記入ください。

(※) ご加入いただく保険契約と全部または一部に対して支払い責任が同じである他の保険契約または共済契約をいいます。

被保険者名	保険会社・共済会社	保険種類	満期日	保険金額・支払限度額 (ご契約金額) (万円)

(裏面)

【ご加入時の同意内容について】

- ①私または被保険者が契約者である団体の構成員であること ②重要事項説明書の内容 ③重要事項説明書添付の「ご加入内容確認事項」の内容
④重要事項説明書の「個人情報の取扱いに関するご案内」内容

★または☆が付された事項は、ご加入に関する重要な事項(告知事項)です。これらについてお答えいただいた内容が事実と異なる場合や事実をお答えいただかない場合はご加入を解除し、保険金をお支払いできないことがありますので、ご注意ください。また、☆が付された事項に内容の変更が生じた場合には、遅滞なく弊社にご連絡ください。ご連絡がない場合は保険金が削減されることがありますので、ご注意ください。

2018年3月作成 17-T12182

老連専用「行事保険」のご案内

行事（レクリエーション）参加中の傷害事故を補償する保険です。

平成30年4月1日～平成31年3月31日開催の行事用

行事参加者が、行事参加中^(※1)、及びその行事の所定の集合・解散場所と自宅との往復途上^(※2)で、急激かつ偶然な外来の事故によりケガをしたときに保険金が支払われます。

(※1) 行事に参加するために所定の場所に集合したときから所定の解散地で解散するまでの間で、かつ責任者の管理下にある間をいいます。

(※2) 行事参加者（被保険者）が行事に参加する目的をもって住居を出発する前にご契約者の管理する名簿により、行事参加者（被保険者）が確定していることと、行事開催日、場所等活動状況が客観的資料によりご加入時点で確定できることが必要です。

ご加入内容をご確認ください。

ご加入いただく前に保険商品がご希望に合致した内容となっていることを再度ご確認ください。老連専用「行事保険」申込書の記載事項等につきましては、重要事項説明書に添付の「ご加入内容確認事項（意向確認事項）」にそってご確認いただき、記載漏れ、記載誤りがある場合は、追記・訂正をお願いいたします。

1 保険金お支払いの対象となる事故例



グラウンドゴルフの
大会中にケガをした。



ハイキングに参加中に
転倒してケガをした。
・・・など

2 主な対象行事（ここに掲載のない行事は、全老連保険係までお問い合わせください）

スポーツ大会（遊戯・ラジオ体操・ボール遊び等の危険度の小さい大会）・グラウンドゴルフ・ペタンク・クローケー・ゲートボール・ハイキング・ウォーキング（歩こう会）・社交ダンス・輪投げ・体力測定・老人大学校等講座・会議研修会・友愛活動・演芸会・交流会・囲碁将棋・清掃奉仕（機械での草刈り作業を伴う清掃は対象外）・日帰り旅行（宿泊旅行は不可）
※行事参加者が、行事自体に直接関係のない（主催者の行事運営に関わる作業等）用務中等にケガをした場合、対象とならないことがありますのでご注意ください。

3 保険引受の仕組み

公益財団法人全国老人クラブ連合会（以下、全老連）が、各老人クラブ連合会からの申込を取りまとめて、引受保険会社と保険契約を締結します。（団体包括契約）

1 加入者：各老人クラブ連合会

郵便局備え付けのゆうちょ払込書（払込取扱票〈兼加入依頼書〉）を使用し、ゆうちょ銀行・郵便局で保険料を払込／振替払込請求書兼受領証を受取

2 保険料払込先

口座記号番号：00100-0 口座番号：0880755
口座名称：全国老人クラブ連合会行事保険係

3 取扱窓口
（各種問い合わせ・事故対応）

全老連保険係 電話：03-3597-8770
取扱代理店：（有）シニアサービス社

4 引受保険会社

東京海上日動火災保険株式会社

〈注〉老連専用「行事保険」とは行事参加者の傷害危険担保特約、往復途上傷害危険担保特約付帯傷害保険のペットネームです。

〈注〉老連（老人クラブ連合会）とは、市区町村老人クラブ連合会をはじめ、地区・学校区・支部など、都道府県・指定都市老人クラブ連合会に所属し、かつ事務局機能を有している団体（名称不問）です。以上に該当しない団体や単位老人クラブからのお申し込みはお受けできません。

〈注〉保険金をお支払いする主な場合、保険金をお支払いしない主な場合につきましては、後記の「補償のあらまし」をご覧ください。

4 ご加入できる条件

- (1) 別途募集しております老人クラブ傷害保険に加入されたクラブがあればご加入できます。(お申込みの前にご確認ください)
- (2) 名簿などにより客観的に参加者(被保険者<保険の対象となる方>)が確定できる日本国内の行事が対象となります。(申込時に名簿の提出は不要です)
- (3) 行事参加者全員を対象とします。ただし、報酬を伴う職業(老連職員等)として参加する方は補償対象外ですので、申込参加人数から除外してください。
- (4) 宿泊を伴う行事はご加入できません。
- (5) 対象行事については、前ページをご参照ください。
- (6) 準備・後片付けのみの日程の行事は対象外となります。
- (7) 1行事の参加人数が50名以上の場合にご加入できます。
- (8) 1行事につき、最低保険料2,000円以上が引受条件となります。
- (9) 行事が中止の場合、保険料はお返しします。開催日の変更は可能です。
- (10) 対象事故発生時には、申込団体にておケガされた方の諸手続きをお手伝いいただくこととなります。

5 保険料と補償内容

1日あたりの保険料 (団体割引5%適用)	補償額	補償額(保険金額)	
	死亡・後遺障害	入院保険金日額*	通院保険金日額
40円:1人1日	620万円	5,300円	3,500円

*手術保険金のお支払額は、入院保険金日額の10倍(入院中の手術)または5倍(入院中以外の手術)となります。傷の処置や抜歯等お支払いの対象外の場合があります。

(注)上記保険料は、団体割引5%を適用しております。団体割引が適用されない場合の保険料は「40円→42円」となります。

なお表面の②主な対象行事に記載のない行事につきましては、保険料が変更となる場合がありますので、全老連保険係までお問合せください。

6 加入方法及びご注意

- (1) ご加入の締切日は行事開催日の前日までとなります。郵便局備え付けのゆうちょ払込書(払込取扱票<兼加入依頼書>)に必要事項を記入し、保険料を払い込み、老連専用「行事保険」申込書をFAXしてください。
なお、領収証は発行しませんので、振替払込請求書兼受領証を保管してください。
- (2) 補償期間(保険期間)は、老連専用「行事保険」申込書にご記入の開催日の午前0時から当日午後12時までです。
- (3) 保険会社から領収証・被保険者票は発行されませんので、保険料払込時の振替払込請求書兼受領書を保管してください。

7 団体包括契約の特徴

- (1) 郵便局備え付けのゆうちょ払込書に必要事項を記載し保険料の払い込み手続き、申込書のFAXで加入できます。
- (2) 団体割引の適用で保険料が割安です。
- (3) 雨天等による日程の変更は行事開催日(時間)前までに、全老連保険係へFAX連絡で対応可能です。

8 補償のあらまし

■行事参加者の傷害危険担保特約付帯傷害保険(往復途上傷害危険担保特約付帯)

<補償の概要>

老連専用「行事保険」申込書記載の行事に参加している間*1およびその行事の所定の集合場所または解散場所と被保険者(保険の対象となる方)の住居との通常の経路往復中に「急激かつ偶然な外来の事故」により、被保険者(保険の対象となる方)がケガ*2をした場合に保険金をお支払いします。

*1 行事に参加している間とは次をいいます。

被保険者が行事に参加するため所定の集合地に集合した時から所定の解散地で解散するまでの間で、かつ、責任者の管理下にある間をいいます。ただし、いかなる場合においても宿泊のため宿泊施設に入ってから行事参加のため宿泊施設を出るまでの間は除きます。

*2 ケガには、有毒ガスまたは有毒物質による急性中毒を含みます。ただし、細菌性食中毒およびウイルス性食中毒は含みません。なお、職業病、テニス肩のような急激性、偶然性、外来性のいずれかまたはすべてを欠くケースについては、保険金お支払いの対象となりませんのでご注意ください。保険金支払の対象となっていない身体に生じた障害の影響等によって、保険金を支払うべきケガの程度が重大となった場合は、東京海上日動(以下「弊社」といいます。))は、その影響がなかったときに相当する金額をお支払いします。詳細は、パンフレット等記載のお問い合わせ先までお問い合わせください。

	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いしない主な場合
傷害補償基本特約	死亡保険金 事故の日からその日を含めて180日以内に 死亡された場合 ▶死亡・後遺障害保険金額の全額をお支払いします。 ※既に支払われた後遺障害保険金がある場合は、死亡・後遺障害保険金額から既に支払われた金額を差し引いた額をお支払いします。	・地震・噴火またはこれらによる津波によって生じたケガ ・ご契約者、保険の対象となる方の 故意 または 重大な過失 によって生じたケガ ・保険金の受取人の 故意 または 重大な過失 によって生じたケガ(その方が受け取るべき金額部分) ・保険の対象となる方の闘争行為、自殺行為または犯罪行為によって生じたケガ ・ 無免許運転、麻薬等を使用しての運転、酒気帯び運転 をしている場合に生じたケガ ・脳疾患、疾病または心神喪失およびこれらによって生じたケガ ・妊娠、出産、早産または流産によって生じたケガ ・外科的手術等の医療処置(保険金が支払われるケガを治療する場合を除きます。)によって生じたケガ ・自動車等の乗用具による競技、試運転、競技場でのフリー走行等を行っている間に生じた事故によって被ったケガ ・むちうち症や腰痛等で、医学的他覚所見のないもの ・ピッケル等の登山用具を使用する山岳登山、ハンググライダー搭乗等の危険な運動等を行っている間に生じた事故によって被ったケガ 等
	後遺障害保険金 事故の日からその日を含めて180日以内に身体に 後遺障害が生じた場合 ▶後遺障害の程度に応じて死亡・後遺障害保険金額の4%~100%をお支払いします。 ※保険期間を通じ合算して死亡・後遺障害保険金額が限度となります。	
	入院保険金 医師の治療を必要とし、事故の日からその日を含めて180日以内に 入院された場合 ▶入院保険金日額に入院した日数(実日数)を乗じた額をお支払いします。ただし、事故の日からその日を含めて180日を経過した後の入院に対してはお支払いできません。また、支払対象となる「入院した日数」は、1事故について180日を限度とします。 ※入院保険金が支払われる期間中、さらに別のケガをされても入院保険金は重複してはお支払いできません。	
	手術保険金 治療を目的として、 公的医療保険制度に基づく医科診療報酬点数表により手術料の算定対象として列挙されている手術*1または先進医療*2に該当する所定の手術を受けられた場合 ▶入院保険金日額の10倍(入院中の手術)または5倍(入院中以外の手術)の額をお支払いします。ただし、1事故について事故の日からその日を含めて180日以内に受けた手術1回に限りです。*3 *1 傷の処置や抜歯等お支払いの対象外の手術があります。 *2 「先進医療」とは、公的医療保険制度に定められる評価療養のうち、厚生労働大臣が定める先進医療(先進医療ごとに厚生労働大臣が定める施設基準に適合する病院または診療所等において行われるもの)に限りです。をいいます(詳細については厚生労働省のホームページをご参照ください。)。なお、療養を受けた日現在、公的医療保険制度の給付対象となっている療養は先進医療とはみなされません(保険期間中に対象となる先進医療は変動します。) *3 1事故に基づくケガに対して入院中と入院中以外の両方の手術を受けた場合には、入院保険金日額の10倍の額のみお支払いします。	
通院保険金 医師の治療を必要とし、事故の日からその日を含めて180日以内に 通院(往診を含みます)された場合 ▶通院保険金日額に通院した日数(実日数)を乗じた額をお支払いします。ただし、事故の日からその日を含めて180日を経過した後の通院に対しては、お支払いできません。また、支払対象となる「通院した日数」は、1事故について90日を限度とします。 ※入院保険金と重複してはお支払いできません。また、通院保険金が支払われる期間中、さらに別のケガをされても通院保険金は重複してはお支払いできません。 ※通院しない場合であっても、医師の指示により所定の部位の骨折等によりギプス等*1を常時装着した日数についても、「通院した日数」に含みます。 *1 ギプス、ギプスシーネ、ギプスシャーレ、シーネその他これらに類するものをいい、頸椎(けいつい)固定用シーネ、頸椎(けいつい)カラー、頸部(けいぶ)のコルセット、鎖骨固定帯、胸部固定帯、肋骨(ろっこつ)固定帯、軟性コルセット、サポーター、テーピングその他着脱が容易なものは除きます。		

このパンフレットは行事参加者の傷害危険担保特約付帯傷害保険の概要をご紹介します。ご加入にあたっては、必ず「重要事項説明書」をよくお読みください。ご不明な点等がある場合には、パンフレット等記載のお問い合わせ先までお問い合わせください。

ご加入の際のご注意

- 告知義務(ご加入時に代理店または弊社に重要な事項を申し出ていただく義務)等
・老連専用「行事保険」申込書に★または☆が付された事項は、ご加入に関する重要な事項(告知事項)です。ご加入時に告知事項について正確にお答えいただく義務があります。お答えいただいた内容が事実と異なる場合や告知事項について事実を記載しない場合はご加入を解除することがあります。ご加入を解除する場合、保険金をお支払いできないことがありますので、ご注意ください(弊社の代理店には告知受領権があります。)。告知事項は、以下の事項となります(詳細は加入依頼書等をご確認ください。)
 - 他の保険契約等*を締結されている場合には、その内容(同時に申し込む契約を含みます。)
 - 被保険者(保険の対象となる方)数*「他の保険契約等」とは、全部または一部に対して支払責任が同じである保険契約または共済契約をいいます。なお、保険金ご請求時に、他の保険契約等の内容について確認させていただくことがありますので、あらかじめご了承ください。
・加入される方(団体の構成員)の氏名(ふりがな)についても併せてご確認くださいませようお願いいたします。
- ご契約内容および事故報告内容の確認について:損害保険会社等の間では、傷害保険等について不正契約における事故招致の発生を未然に防ぐとともに、保険金の適正かつ迅速・確実な支払を確保するため、契約締結および事故発生の際、同一被保険者または同一事故に係る保険契約の状況や保険金請求の状況について一般社団法人日本損害保険協会に登録された契約情報等により確認を行っています。確認内容は上記目的以外には用いません。ご不明の点は、弊社にお問い合わせください。
- 被保険者名簿の備付について:ご加入にあたっては、被保険者(保険の対象となる方)の名簿を常に備え付けていただくことが必要です。
- 前年度ご加入の場合は、現在のご契約について保険金請求忘れがないか、今一度ご確認くださいませよう。
ご請求忘れや、ご不明な点がございましたら、ご加入の代理店または弊社まですぐにご連絡ください。
なお、本パンフレットの内容は2018年4月1日以降の補償内容です。それより前の補償内容とは異なることがありますので、ご注意ください。

ご加入後のご注意

- 通知義務(ご加入後に契約内容に変更が生じた場合に代理店または弊社に連絡していただく義務)
・老連専用「行事保険」申込書に☆が付された事項(通知事項)に内容の変更が生じた場合には、遅滞なくご加入の代理店または弊社にご連絡ください。ご連絡がない場合は、お支払いする保険金が削減されることがありますのでご注意ください。通知事項は、以下の事項となります(詳細は老連専用「行事保険」申込書をご確認ください。)
 - 被保険者(保険の対象となる方)数
- ご加入内容の変更等を行う際には、開催日より前にご連絡ください。

もし事故が起きたときは……

- 事故の通知:事故が発生した場合には、30日以内に全老連保険係にご連絡ください。
- 保険金請求権には、時効(3年)がありますのでご注意ください。
- ケガを被ったとき既に存在していたケガや病気の影響等により、ケガの程度が加重された場合は、お支払いする保険金が削減されることがあります。
※保険金請求時には、普通保険約款に定める書類の他に、行事の主催者またはこれに準ずる方が発行する行事参加中の事故であることの証明書をご提出いただきます。

この保険は公益財団法人全国老人クラブ連合会をご契約者とし、各行事参加者を被保険者(保険の対象となる方)とする行事参加者の傷害危険担保特約、往復途上傷害危険担保特約付帯傷害保険の包括契約です。保険証券を請求する権利および保険契約を解約する権利等は、原則として公益財団法人全国老人クラブ連合会が有します。

代理店は、弊社との委託契約に基づき、保険契約の締結・契約の管理業務等の代理業務を行っております。したがって、代理店との間で有効に成立したご契約については、弊社と直接締結されたものとなります。

このパンフレットは行事参加者の傷害危険担保特約、往復途上傷害危険担保特約付帯傷害保険をご紹介します。ご加入にあたっては、必ず「重要事項説明書」をよくお読みください。なお、約款はご契約者である団体の代表者にお渡しする予定です。必要に応じ団体までご請求ください。また、パンフレットには、ご契約上の大切なことから記載されていますので、ご一読の上、保険期間の終了時まで保管してご利用ください。ご不明な点等がある場合には、ご加入の代理店までお問い合わせください。

お問い合わせ先

〈取扱代理店〉

全老連指定代理店 **有限会社シニアサービス社**

〒100-8822 東京都千代田区霞が関3丁目6-14 三久ビル1階102号

電話 (03) - 3597 - 8768

[受付時間 9:30~17:00 土・日・祝祭日年末、年始はお休み]

〈引受保険会社〉

東京海上日動火災保険株式会社

〈お問合せ先(保険に関するご意見・ご相談先)〉

(担当課) 医療・福祉法人部 法人第二課

〒102-8014

東京都千代田区三番町6-4

電話(03) - 3515 - 4144

<重要事項説明書(契約概要・注意喚起情報のご説明)>

団体保険にご加入いただくお客様へ(必ずお読みください)

契約概要・注意喚起情報のご説明

- 本説明書はご加入いただく保険に関するすべての内容を記載しているものではありません。詳細につきましては、ご契約者である団体の代表者の方にお渡ししております保険約款によりますが、ご不明点等につきましてはパンフレット等記載の問い合わせ先までお問い合わせください。なお、主な保険約款については弊社ホームページ (<http://www.tokiomarine-nichido.co.jp/service/yakkan.html>) にも掲載しておりますので、必要に応じてご参照ください(ご契約により内容が異なっていたり、ホームページに約款を掲載していない商品もあります。詳しくはパンフレット記載の問い合わせ先までお問い合わせください)。
- 契約概要はご加入いただく保険の商品内容をご理解いただくために特に重要な情報を記載したものです。ご加入いただく前に必ずお読みください。
- 注意喚起情報はご加入いただく保険のお申込みをいただくに際して、お客様にとって不利益となる事項等、特にご注意いただきたい情報を記載したものです。ご加入いただく前に必ずお読みください。
- ご家族等の方が被保険者(保険の対象となる方または補償を受けることができる方をいいます。)となる場合には、本説明書の内容をご説明いただきますようお願い申し上げます。

※パンフレットおよび加入依頼書控等、加入内容がわかるものを保管いただきますようお願い申し上げます。

契約概要のご説明

1. 商品の仕組みおよび引受条件等

(1) 商品の仕組み

この保険は、公益財団法人全国老人クラブ連合会(以下、団体)をご契約者とし、団体の構成員等を被保険者(保険の対象となる方または補償を受けることができる方をいいます。以下同様とします。)とする団体契約です。保険証券を請求する権利、保険契約を解約する権利等は原則としてご契約者が有します。

この保険の名称、ご契約者となる団体やご加入いただける被保険者の範囲等につきましては、パンフレット等をご確認ください。

(2) 補償の内容・保険期間(保険のご契約期間)

①保険金をお支払いする主な場合、お支払いする保険金、②保険金をお支払いしない主な場合、③保険期間等につきましては、パンフレット等をご確認ください。

(3) 引受条件(保険金額等)

この保険での引受条件(保険金額等)は予め定められたご契約タイプの中からお選びいただくこととなります。ご契約タイプについての詳細はパンフレット等をご確認ください。

東京海上日動火災保険株式会社

保険に関するご意見・ご相談は:本説明書もしくはパンフレット等記載のお問い合わせ先にて承ります。

事故のご連絡・ご相談は :東京海上日動安心110番(事故受付センター)
(受付時間:365日24時間)



0120-119-110

※事故は119番-110番

携帯電話・自動車電話・PHS・衛星電話からもご利用いただけます。

一般社団法人 日本損害保険協会 そんぽADRセンター(指定紛争解決機関)

弊社は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。弊社との間で問題を解決できない場合には、同協会に解決の申し立てを行うことができます。

詳しくは、同協会のホームページをご覧ください。(http://www.sonpo.or.jp/)



0570-022808 <通話料有料>

IP電話からは03-4332-5241をご利用ください。

受付時間:平日午前9時15分~午後5時

(土・日・祝日・年末年始はお休みとさせていただきます。)

2. 保険料・払込方法

保険料はご加入いただくご契約タイプ等によって決定されます。保険料・払込方法については、パンフレット等をご確認ください。

3. 満期返れい金・契約者配当金

この保険には満期返れい金・契約者配当金はありません。

注意喚起情報のご説明

1. 告知義務・通知義務等

(1) ご加入時における注意事項

(「老連専用『行事保険』申込書」等に関する注意事項等)

○保険制度は多数の人々が保険料を出しあって相互に補償しあう制度です。したがって、初めから保険金等のお支払いが発生するリスクが高い方等が無条件にご加入されますと保険料負担の公平性が保たれません。

○このためご加入時には、告知義務(ご加入時に代理店または弊社に重要な事項を申し出てください)があります(弊社代理店は弊社に代わって告知を受領することができます。)。告知義務の内容等についてはパンフレット等をご確認ください。

○もし、故意または重大な過失によって、告知されなかったり、事実と違うことを告知された場合、申込日から5年以内であれば、弊社は「告知義務違反」としてご加入を解除することがあります。ただし、「告知義務違反による解除の期間に関する特約」がセットされている場合(約款に同内容の規定がある場合を含みます。)は、以下の取扱いとなります。

・保険期間が1年以内のご契約の場合:支払責任の開始日*2から1年以内に、①告知いただいた内容が不正確であることが判明した場合や②保険金の支払事由が発生した場合に限り、「告知義務違反」としてご加入を解除することがあります。

*2 ご契約を更新されている場合は、告知されなかったり、事実と違うことを告知されたご契約の支払責任の開始日となります。

○ご加入を解除した場合には、たとえ保険金をお支払いする事由が発生していても、保険金をお支払いすることはできません。ただし、「保険金支払事由の発生」と「解除の原因となった事実」との因果関係がない場合は、保険金お支払いの対象となります。

○なお、ご加入を解除させていただく場合以外にもご契約の締結状況により保険金をお支払いできないことがあります。例えば、『現在の医療水準では治ゆが困難な病気・症状について、故意に告知をされなかった場合』等、告知義務違反の内容が特に重大な場合、経過年数に関わらず、保険金をお支払いできないことがあります。

○「老連専用『行事保険』申込書」は保険契約申込書の一部を成します。

(2) ご加入後における留意事項(通知義務等)

○通知義務(ご加入後に加入内容に変更が生じた場合に代理店または弊社に連絡していただきたい義務)や各種手続き等についてはパンフレット等をご確認ください。ご連絡や手続き等がないと、ご加入を解除したり保険金をお支払いできないこと等があります。

○ご連絡いただいた内容によっては、保険料が変更になることがあります。なお、この場合には、「老連専用『行事保険』申込書」等に記載の通知事項に内容の変更が生じた時以降の期間に対して算出した保険料を請求または返還します。

(3) 次回更新契約のお引受け

保険金請求状況等によっては、次回以降の更新のお引受けをお断りしたり、引受条件を制限させていただくことがありますので予めご了承ください。

2. 責任開始期

保険責任は、原則として、パンフレット等記載の保険期間の開始時から始まります。

ただし、保険の種類によっては、新規ご加入の場合、保険金お支払いの対象とならない期間がありますので、詳しくは、パンフレット等にてご確認ください。

3. 保険金をお支払いしない主な場合等

パンフレット等をご確認ください。

4. 保険会社破綻時の取扱い

引受保険会社の経営が破綻した場合等には、保険金、返れい金等の支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。詳細は後記<引受保険会社が経営破綻した場合等の取扱いについて>等をご確認ください。

5. 個人情報の取扱いについて

後記<個人情報の取扱いに関するご案内>をご確認ください。

6. 新たな保険契約への乗換えについて

現在のご加入を解約、減額等をするを前提に、新たな保険契約へのご加入をご検討される場合は、特に次の点にご注意ください。

- ①現在のご加入を解約、減額等される場合の不利益事項
 - 多くの場合、返れい金はお払込保険料の合計額より少ない額となります。特にご加入後短時間で解約されたときの返れい金は、まったくないか、あってもごくわずかとなる場合があります。
- ②新たな保険契約にご加入される場合のご注意事項
 - 新たにご加入の保険契約について、被保険者の健康状態等によりお断りしたり、特定の疾病を補償対象外としてお引受けする場合があります。
 - 新たにご加入の保険契約の保険料については、保険期間(新たにご加入の保険契約のご契約期間)の初日における被保険者の年齢等により計算される場合があります。
 - 新たにご加入の保険契約の保険料については、保険料の計算の基礎となる予定利率・予定死亡率等が解約・減額される契約と異なる場合があります。
 - 新たにご加入の保険契約について告知をいただく際、告知されなかったり、事実と異なることを告知されると告知義務違反としてご加入が解除され保険金が支払われない場合があります。
 - 新たにご加入の保険契約の保険始期前に被ったケガまたは病気・症状に対しては、保険金が支払われない場合があります。現在のご加入を継続していれば保険金のお支払い対象となる場合でも、乗換えて新たにご加入の保険契約ではお支払い対象にならない場合があります。

7. 被保険者からのお申し出による解約

被保険者からのお申し出によりその被保険者に係るご加入を解約できる制度があります。制度および手続きの詳細については、パンフレット等記載の問い合わせ先までお問い合わせください。本内容については、被保険者となるご家族等の皆様にご説明くださいますようお願い申し上げます。

8. 保険金のご請求・お支払いについて

(1) 事故が発生した場合の手続き等

事故が発生した場合の手続き等についてはパンフレット等をご確認ください。

(2) 保険金請求書類

保険金のご請求にあたっては、約款に定める書類のほか、以下の書類または証拠をご提出いただく場合があります。

- ・交通事故証明書、事故発生場所の管理者の事故証明等の事故が発生したことまたは事故状況等を証明する書類または証拠
- ・住民票、戸籍謄本等の被保険者または保険の対象であることを確認するための書類または証拠
- ・弊社の定める傷害もしくは疾病の程度、治療内容および治療期間等を証明するレントゲン・MRI等の書類または証拠、被保険者以外の医師の診断書、領収書および診療報酬明細書等
- ・領収書等の被害が生じた物の価格を確認できる書類、被害が生じた物の写真および見積書等の修理等に要する費用を確認できる書類または証拠
- ・他の保険契約等の保険金支払内容を記載した支払内訳書等、当社が支払うべき保険金の額を算出するための書類または証拠
- ・弊社が保険金を支払うために必要な事項の確認を行うための同意書

(3) 代理人からの保険金請求

被保険者に保険金を請求できない事情があり、保険金の支払を受けるべき被保険者の代理人がない場合は、被保険者の配偶者等のご家族のうち弊社所定の条件を満たす方が、被保険者の代理人として保険金を請求できる場合があります。詳細は、パンフレット等記載の問い合わせ先までお問い合わせください。本内容については、ご家族の皆様にご説明くださいますようお願い申し上げます。

9. 共同保険について

ご契約が共同保険契約である場合、各引受保険会社はそれぞれの引受割合に応じ、連帯することなく単独個別に保険契約上の責任を負います。また、幹事保険会社が他の引受保険会社の代理・代行を行います。引受保険会社については、本説明書もしくはパンフレット等をご確認ください。

10. ご加入の取消し・無効・重大事由による解除について

- ご加入時にご契約者、被保険者または保険金受取人に詐欺または強迫の行為があった場合は、弊社がご加入を取り消すことができます。
- 以下に該当する事由がある場合は、ご加入は無効になります。
 - ご加入時にご契約者が保険金を不法に取得する目的または他人に保険金を不法に取得させる目的をもっていた場合
- 以下に該当する事由がある場合には、弊社がご加入を解除することができます。この場合には、全部または一部の保険金をお支払いできないことがありますので、ご注意ください。
 - ・ご契約者、被保険者または保険金受取人が弊社にこの保険契約に基づく保険金を支払わせることを目的として損害等を生じさせた場合
 - ・ご契約者、被保険者または保険金受取人が、暴力団関係者その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合
 - ・この保険契約に基づく保険金の請求に関し被保険者または保険金受取人に詐欺の行為があった場合 等

<引受保険会社が経営破綻した場合等の取扱いについて>

引受保険会社の経営が破綻した場合等には、保険金、返れい金等の支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。

なお、経営が破綻した場合には、ご加入される保険種類によりましては「損害保険契約者保護機構」の補償対象となり、保険金、返れい金等は、所定の割合まで補償されます。

「損害保険契約者保護機構」の補償対象保険種類および補償割合につきましては、下表をご確認ください。

保険種類	補償割合	
	保険金	返れい金等
保険期間1年以内の傷害保険 普通傷害保険、家族傷害保険、交通事故傷害保険、ファミリー交通傷害保険、フルガード保険特約付帯普通傷害保険・家族傷害保険、こども総合保険、自転車総合保険、医療保険基本特約付帯普通傷害保険・家族傷害保険、がん保険基本特約付帯普通傷害保険・家族傷害保険 等	破綻後 3か月間は 100% 3か月経過後は80%	80%

<個人情報の取扱いに関するご案内>

保険契約者である企業または団体は引受保険会社に本契約に関する個人情報を提供いたします。引受保険会社および引受保険会社のグループ各社は、本契約に関する個人情報を、保険引受の判断、本契約の管理・履行、付帯サービスの提供、他の保険・金融商品等の各種商品・サービスの案内・提供、アンケート等を行うために利用する他、下記①から⑤の利用・提供を行うことがあります。なお、保健医療等の特別な非公開情報(センシティブ情報)の利用目的は、保険業法施行規則により、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定されています。

- ①本契約に関する個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、業務委託先(保険代理店を含みます。)、保険仲立人、医療機関、保険金の請求・支払いに関する関係先、金融機関等に対して提供すること
- ②契約締結、保険金支払い等の判断をするうえでの参考とするために、他の保険会社、一般社団法人日本損害保険協会等と共同して利用すること
- ③引受保険会社と引受保険会社のグループ各社または引受保険会社の提携先企業等との間で商品・サービス等の提供・案内のために、共同して利用すること
- ④再保険契約の締結、更新・管理、再保険金支払等に利用するために、再保険引受会社等に提供すること
- ⑤質権、抵当権等の担保権者における担保権の設定等に係る事務手続きや担保権の管理・行使のために、その担保権者に提供すること

詳しくは、東京海上日動火災保険株式会社のホームページ(<http://www.tokiomarine-nichido.co.jp/>)および他の引受保険会社のホームページをご参照ください。

<保険に関するご意見・ご相談先>

(取扱代理店)

全老連指定代理店 **有限会社シニアサービス社**

〒100-8822 東京都千代田区霞が関3丁目6-14 三久ビル1階102号

電話 (03) - 3597-8768

[受付時間 9:30~17:00 土・日・祝祭日年末、年始はお休み]

東京海上日動火災保険株式会社

07ut-GJ05-08022-201511

<2016年5月保険業法改正版>

ご加入内容確認事項(意向確認事項)

本確認事項は、万一の事故の際に安心して保険をご利用いただけるよう、ご加入いただく保険商品がお客様のご希望に合致した内容であること、お申込みをいただく上で特に重要な事項を正しくご記入をいただいていること等を確認させていただくためのものです。

お手数ですが以下の各質問事項について再度ご確認いただきますようお願い申し上げます。

なお、ご確認にあたりご不明な点等がございましたら、パンフレット等記載の問い合わせ先までお問い合わせください。

1. 保険商品が以下の点でお客様のご希望に合致した内容となっていることをパンフレット・重要事項説明書でご確認ください。万一、ご希望に合致しない場合はご加入内容を再度ご確認ください。

- 保険金のお支払事由(主契約、セットしている特約を含みます。)、お支払いする保険金
- 保険期間(保険のご契約期間)
- 保険金額(ご契約金額)
- 保険料・保険料払込方法

2. 老連専用「行事保険」申込書等の記入事項等につき、以下の点をご確認ください。万一、記入漏れ、記入誤りがある場合は、老連専用「行事保険」申込書等を訂正してください。また、下記事項に関し、現在のご加入内容について誤りがありましたら、パンフレット等に記載されている問い合わせ先までお問い合わせください。

【ご加入いただく商品に応じてご確認ください事項】

<第三分野商品>

- 被保険者の範囲についてご確認くださいましたか？

【すべての商品に共通してご確認ください事項】

- 老連専用「行事保険」申込書の「他の保険契約等」欄は正しく告知いただいていますか？

3. 重要事項説明書(契約概要・注意喚起情報)の内容についてご確認くださいましたか？

特に「注意喚起情報のご説明」には、「保険金をお支払いしない主な場合等」等お客様にとって不利益となる情報や、「告知義務・通知義務」が記載されていますので必ずご確認ください

東京海上日動火災保険株式会社

07ut-GJ05-08022-201511

<2016年5月保険業法改正版>